

【重要】

専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施について、留意点や財政支援をまとめましたので、お知らせします。また、本日 17 時以降、厚生労働省の職域接種会場申請サイトへの新規の申請受付が一時休止することとなりました。

事 務 連 絡

令和 3 年 6 月 2 5 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての
留意点等について（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、御指導いただき、誠にありがとうございます。

先日、6月9日付け生涯学習推進課事務連絡にて、各専修学校や専修学校を設置する法人（以下「専修学校等」という。）が主体となって実施する新型コロナワクチンの接種について申請手順等をお示しし、6月21日の週より、各専修学校等における生徒・教職員等を対象としたワクチン接種が開始するところです。

この度、専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての留意点等を整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 専修学校等の職域接種の実施にあたっての留意点について

(1) 本人の意思を尊重した接種の必要性・同調圧力や不当な扱いの禁止

ワクチン接種については、被接種者本人の同意が必要であり、どこの会場で接種を受けるのかも含め、本人の希望に基づくことが大前提です。そのため、周囲の圧力で接種が強制されるようなことや、接種の有無で不当な扱いがなされることのないよう、各専修学校等においては、適切にご対応いただくとともに、所属の教職員・生徒等に対して適切に周知いただくようお願いいたします。また、ワクチン接種を実施する前には、被接種者本人に対するワクチンの効果や副反応に係る説明を適切に実施いただくようお願いいたします。

(2) ワクチン接種後の感染予防策継続の必要性

ワクチンを接種した場合、新型コロナウイルス感染症の重症化及び発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ十分に分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを接種した方も接種していない方も、共に社会生活を営んでいくこととなります。

そのため、ワクチン接種後においても、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などの感染予防対策を継続していただくとともに、所属の教職員・生徒等に対しても適切に周知いただくようお願いいたします。

(3) 学生アルバイトの活用について

ワクチン接種の会場となる専修学校等においては、現下の生徒等の経済状況に鑑み、ワクチン接種に必要な業務について、生徒をアルバイトとして活用すること等に配慮いただきますようお願いいたします。

(4) ワクチン接種に係る間違い等の発生防止について

専修学校等が主体となって行う新型コロナワクチンの職域接種においては、令和3年6月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナ予防接種の間違いの防止について(その2)」を参考に、あらためてワクチン接種の手順を見直し、ワクチン接種に係る間違いの発生

防止に努めていただき、引き続き、新型コロナワクチン接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種に当たっては、各専修学校等に届けられたワクチンを無駄に廃棄することのないよう、適切な接種の実施をお願いいたします。翌日に持ち越せないワクチンについては、予約していない生徒、接種可能な教職員等も含め、接種対象は柔軟に取り扱っていただいて構いません。

なお、専修学校等が主体となって行う新型コロナワクチンの職域接種において、ワクチン接種の間違い等が発生した際には、専修学校等は各都道府県等の専修学校主管課にも速やかにご報告いただき、各都道府県等は文部科学省に速やかに情報共有いただくようお願いいたします。

2. 職域接種を実施する専門学校等への支援策について（別紙参照）

・外部の医療機関から医師等の派遣を受け、専門学校における職域接種を行う場合の支援策

従来、専門学校が主体となるワクチンの職域接種については、接種の費用として接種1回あたり2,070円（税抜き、時間外・休日加算あり）が医療機関に対して支払われることとされていますが、それに加え、外部の医療機関が出張して実施するワクチン接種であって、専門学校での接種で所属の生徒も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすものに対して、新たに財政支援を実施することになりました（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による取組）。具体的な要件等は、今後、厚生労働省と調整の上、改めてお示ししますが、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等（使用料及び賃借料、備品購入費等）の実費を補助します。

なお、文部科学省が定める地域貢献の基準の方向性については、ワクチン接種の対象とする自校の教職員・生徒以外の者や自治体の要請を受けた者等についての定量的な基準（例：教職員・生徒数 × ○% 等）などを検討しています。詳細な事業スキームや基準は、厚生労働省と調整の上、改めて文部科学省より周知を行う予定です。

3. 職域接種会場申請サイトの受付一時休止

・職域接種会場申請サイトの受付一時休止について

職域接種を実施する際に申請を行う「職域接種会場申請サイト」の受付が6月8日より開始されましたが、この度、職域接種の申請件数が増え、政府が見込むモデルナワクチンの供給可能量の上限近くに達したことから、本日 17 時以降、新規の申請受付が一時休止することとなりました。

専修学校等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種についても、企業等の職域接種と同様に、本日 17 時以降の受付は休止することとなりますので、ご注意ください。なお、受付の再開の目途は現時点ではわかっていません。

<添付資料>

別紙：ワクチン接種に係る支援策について（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）資料1 厚生労働省提出資料より）

参考：新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）（厚生労働省 HP 掲載）

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
電話：03-6734-2915

ワクチン接種に係る支援策について（1）

別紙

令和3年6月17日（木）
新型コロナウイルス感染症対策本部
（第69回）
資料1 厚生労働省提出資料 より

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



ワクチン接種に係る支援策について（2）

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) **【当面継続】**

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日（定額）を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

事務連絡
令和3年6月22日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、予防接種の間違いが発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしているところです。

今般、令和3年6月16日までに報告された予防接種の間違いの概要をまとめるとともに（別紙1）、自治体向け手引き様式4-7-2を用いて重大な健康被害につながるおそれのある間違いとして報告されたもののうち、血液感染を起こしうるもの及び希釈間違いについて、実際に予防接種に携わった方に対して間違いが起こった要因や再発防止策等をヒアリングし、具体的な留意点をまとめました（別紙2）。

これらを参考に、あらためて予防接種の手順を見直し、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただき、引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

(別紙1)

令和3年6月16日までに報告があった新型コロナ予防接種に関する間違い（概要）

自治体向け手引きにおいて、市町村長は新型コロナワクチンの接種の実施に際して生じた間違いを把握した場合、以下のとおり都道府県を經由して厚生労働省へ報告することとしている。

- ① 誤った用法用量で新型コロナワクチンを接種した場合や、有効期限の切れた新型コロナワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いは、速やかに報告
- ② 接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いの場合は、前月分をとりまとめて15日までに報告

新型コロナワクチンの接種開始から令和3年6月16日までに報告された間違いの概要は表1のとおり、態様別の詳細は表2のとおり。

表1 間違いとして報告のあった件数

延べ接種回数	間違いとして報告のあった件数		
		重大な間違いとして報告のあった件数	左記以外として報告のあった件数
23,329,470	139	70	69
(10万回当たり)	0.596	0.300	0.296

表2 間違いの態様別の詳細

間違いの態様	件数	10万回あたりの件数
1. 接種ワクチンの種類の違い	1	0.004
2. 対象者の誤認（3.を除く）	1	0.004
3. 接種対象年齢以外の接種	0	0
4. 不必要な接種	13	0.056
5. 接種間隔の違い	31	0.133
6. 接種量の違い	13	0.056
7. 接種部位・接種方法の違い	1	0.004
8. 接種器具の扱いが不適切	6	0.026
9. 血液感染を起こし得る間違い	23	0.099
10. 期限切れワクチン接種	2	0.009
11. 不適切な保管ワクチン接種	9	0.039
12. その他	39	0.167

(別紙2)

＜間違い1＞ 他の対象者に使用した注射器を別の対象者に使用した

(事例1-1の概要)

- ① 同じテーブルに、未使用のワクチンが充填された注射器6人分が入ったトレイと、使用後の注射器を入れるトレイを近接して配置していた。
- ② 接種実施者は、廃棄担当者が針刺ししないよう、使用後の注射器をリキャップし、誤って未使用のワクチンが充填された注射器の入ったトレイに置いてしまった。
- ③ 接種実施者は、②で置かれた使用後の注射器を手にとり、シリンジ(注射筒)内にワクチンが充填されていないことを確認せずに、空の注射器を別の被接種者に穿刺してしまった。

(事例1-2の概要)

- ① 医師1名が予診、看護師1名がワクチンの注射器への充填と患者呼び込み、看護師2名が2ラインで接種を行っていた。
- ② 針捨て容器は2ラインで1つの容器を共有していた。
- ③ 接種希望者が多く混雑してきてワクチンの注射器への充填が追いつかなくなったため、接種実施者が自ら患者を呼びこみ接種をすることになった。針捨て容器まで少し距離があったため、使用後の注射器をリキャップし一旦近くのトレイに置き、待合室に被接種者の呼び込みを行った。

間違い1の背景

- 使用後の注射器が1本ずつ針捨て容器に廃棄されず、接種実施者の手の届くところにある
 - ・1本ずつではなくまとめて注射器を廃棄している
 - ・針捨て容器が接種実施者の手の届く場所にないため、使用後の注射器を一旦トレイに置かなければならない
 - ・未使用注射器のトレイと、使用後注射器のトレイが区別しにくい(※1)
 - 使用後の注射器をリキャップしたため、見た目で使用後の注射器であることがわかりづらい
 - 接種実施者と使用後の注射器を廃棄する者が異なる
 - 接種するときに、ワクチンが正しい量充填されていることを確認していない
 - ・「キャップの付いているものは未使用」という思い込みがある
 - その他の要因
 - ・外的要因により一連の作業が中断してしまう
 - ・接種希望者が多く混雑してきた等により、焦りがある
- (※1)トレイを色分けしていた事例でも未使用注射器用トレイに誤って使用後の注射器を置いてしまい、同様に別の被接種者に穿刺してしまったという報告もあり、トレイの色分けだけでは区別は不十分である。

対策

- ① リキャップを絶対に行わない
- ② 接種後は速やかに使用後の注射器を確実に廃棄する
(例)
 - ・針捨て容器は、未使用の注射器を入れるトレイとは全く別種類の容器を使用する
 - ・針捨て容器は、接種者の手が届く場所に置く 等
- ③ 接種者は、注射直前にシリンジ(注射筒)にワクチンが充填されているか必ず目視で確認する

<間違い2>【ファイザー社ワクチン使用の場合】

使用済みのバイアルだと認識せず再度希釈・充填し、結果として生理食塩水のみを接種した

(事例の概要)

- ① 必要数のワクチン、針・シリンジ(注射筒)等作業台の上に準備し、2名で希釈・充填を開始した。
- ② 作成していた作業手順書では、希釈・充填が終わったら、使用後のバイアルは作業台の上にある廃棄容器に捨てることとしていたが、担当者Aは、院内PHSのコールに対応するために、使用後のバイアルを捨てず、作業台の上に置いたままにしまった。
- ④ 担当者Bは、作業台上にあったワクチンを未使用と思い込み、生理食塩水を注入し注射器に充填した。
- ⑤ 希釈・充填と接種は同時並行で行われており、接種担当者は、セットされたものを通常通り接種した。
- ⑥ 希釈・充填担当者は、予定数のバイアルの希釈・充填が終了した時に、未使用のバイアルが残っていることに気がつき、使用済みバイアルを用いて生理食塩水で再度希釈・充填された注射器が存在

間違い2の背景

- キャップを外した後の希釈前のバイアルと、希釈・充填後のバイアルは、見た目ではほぼ区別できない
- ワクチンのキャップを外し、希釈・充填してトレイに載せるまでの一連の作業が、外的要因(電話や別の作業)により中断
- 充填後のバイアルは廃棄することになっていたことから、作業台にあるバイアルは、ワクチンのキャップが外されたものであっても、使用後のものであるとは思わない
- 希釈・充填担当も接種担当も、注射器に充填された液体が生食(無色透明)かワクチン(軽度白濁)かを確認しない

対策

- ① 1トレイに、1バイアル分の必要物品を準備し、常にトレイ単位で準備、接種を行う
- ② ワクチンのキャップを外し、希釈・充填してトレイに6組セットするまでの一連の作業を中断させない
(例)
 - ・希釈・充填担当者は専従とし、他人が話しかけない。院内PHSをオフにする
 - ・やむを得ず離席するときは、一連の流れを終えた区切りの良いところで離席し、確実に引き継ぎを行う 等
- ③ 充填された薬液の外観を確認する